

第3節 産業廃棄物

1 産業廃棄物の発生状況（全産業）

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じる廃棄物で、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令により定められている。

平成18年度の県域における産業廃棄物の総発生量は354万2千tと推計される。種類別の内訳としては、動物のふん尿が140万6千t(39.7%)と最も多く、次いで汚泥が91万t(25.7%)、がれき類が62万5千t(17.7%)、動植物残さが21万4千t(6.0%)、ばいじんが18万4千t(5.2%)、木くずが4万4千t(1.2%)等となっており、この6種類で発生量の95.5%を占めている（図3-1）。

また、業種別にみた場合、農業が140万9千t(39.8%)と最も多く、次いで電気・水道業が95万9千t(27.1%)、建設業が71万9千t(20.3%)、製造業が41万3千t(11.6%)等となっており、これら4業種で発生量の98.8%を占めている（図3-2）。

図3-1 種類別発生量

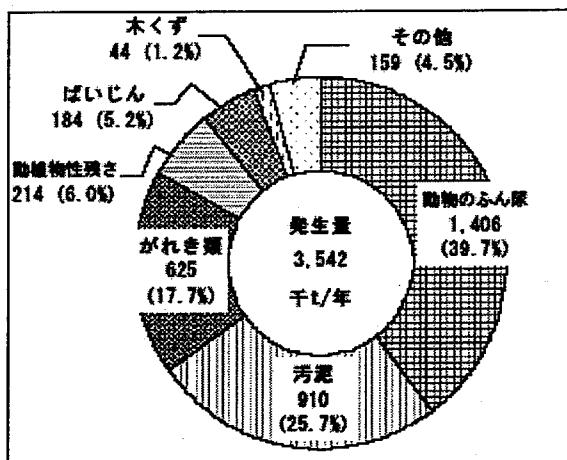
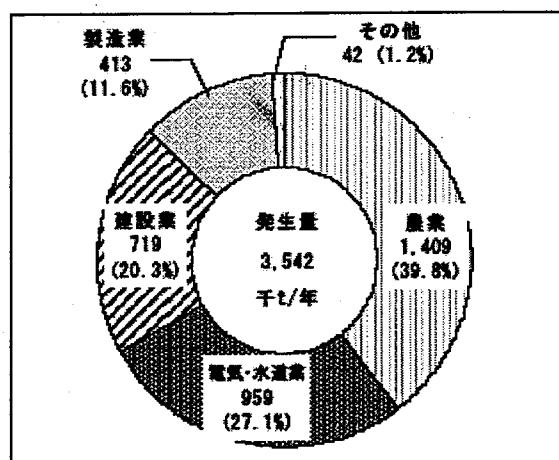


図3-2 業種別発生量



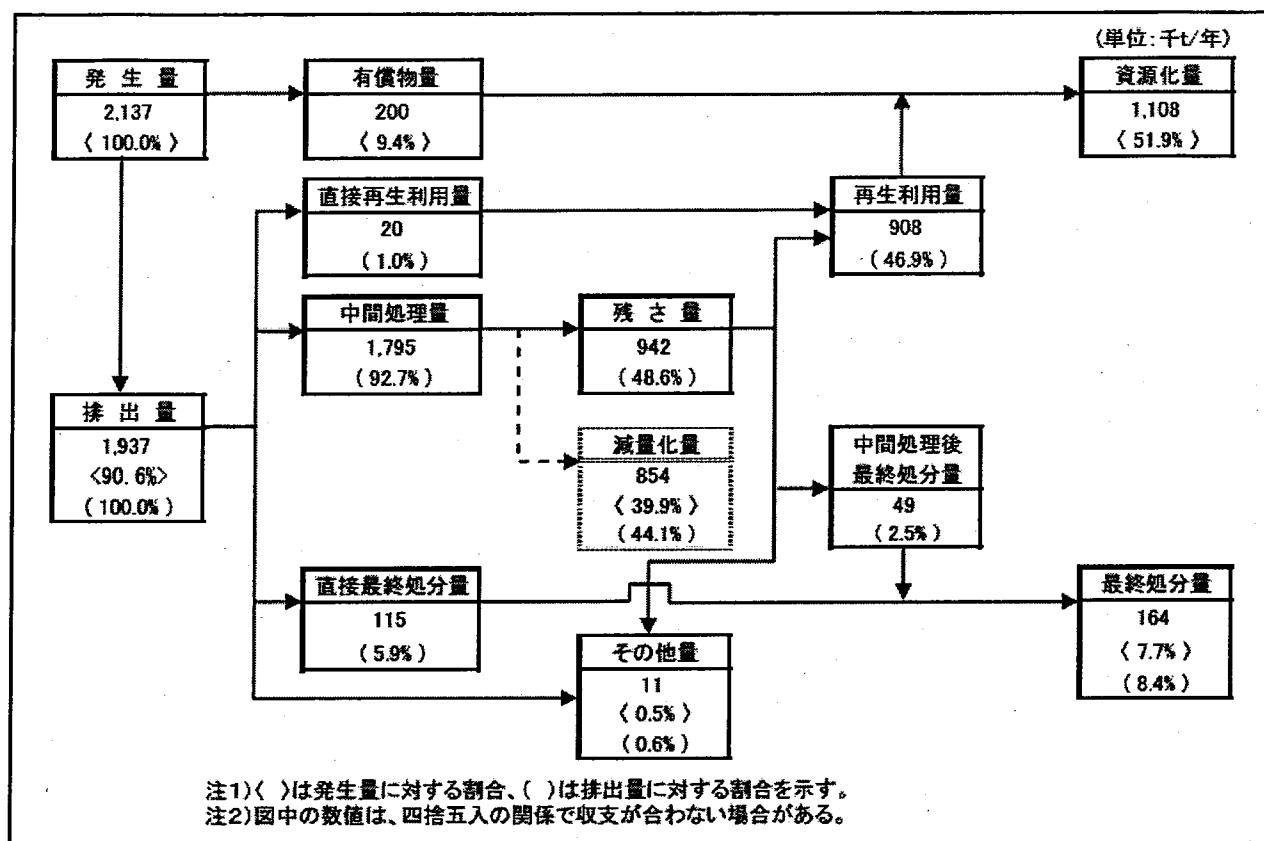
出典：平成19年度沖縄県産業廃棄物フォローアップ調査報告書

（平成18年度実績）

2 産業廃棄物の処理・処分状況（動物のふん尿を除く）

本県における産業廃棄物の排出量（動物のふん尿を除く）は、平成18年度で193万7千tとなっており、そのうち、再生利用量は90万8千t(46.9%)、脱水や焼却等の処理による減量化量は85万4千t(44.1%)、最終処分量は16万4千t(8.4%)となっている（図3-3）。

図3-3 産業廃棄物処理・処分フロー（動物のふん尿除く）



出典：平成19年度沖縄県産業廃棄物フォローアップ調査報告書
(平成18年度実績)

3 産業廃棄物処理業者の状況

平成19年度末現在の産業廃棄物処理業者数は、収集運搬業841件、処分業171件（うち中間処理業のみ149件、中間処理業・最終処分業11件、最終処分業のみ2件）、合計1,012業者となっており、また、産業廃棄物再生利用業の指定件数は4件で、業種別では収集運搬業がもっとも多い。

また、保健所別でみると、中部福祉保健所、中央保健所及び南部福祉保健所管内に多く所在している。

表3-1 保健所別産業廃棄物処理業及び再生利用業

(平成19年度末現在)

業の区分 保健所名	産業廃棄物処理業			計	産業廃棄物再生利用業		
	収集 運搬業	処分業			再生 輸送業	再生 活用業	計
中間処理	最終処分						
北 部	65	15	1	81	2	1	3
中 部	268	62	5(1)	335	0	0	0
中 央	243	10	0	253	0	0	0
南 部	176	52	3(1)	231	0	0	0
宮 古	39	12	1	52	0	1	1
八重山	50	9	1	60	0	0	0
計	841	160	11(2)	1,012	2	2	4
		171					

(注) 1 産業廃棄物再生利用業とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号、又は第10条の3第2号の規定に基づき、沖縄県知事の指定を受けたものをいう。

2 最終処分の欄中（）内の数値は、最終処分業のみの許可件数である。

4 産業廃棄物処理施設設置状況

廃棄物処理法で規定する種類の産業廃棄物処理施設であって、処理能力が一定規模以上の施設（許可対象施設）の設置については、同法の定めるところにより知事の許可が義務づけられている。平成19年度末現在の許可対象施設の設置許可状況は表3-2に示すとおりである。

産業廃棄物処理施設の設置許可数は166施設で、うち脱水や焼却による減量化又は有害物の分解などを行う中間処理施設が140施設、廃棄物の埋立を行う最終処分場が26施設となっている。

また、設置主体別でみると、排出事業者の設置が9施設、産業廃棄物処理業者の設置が148施設となっている。

表3-2 産業廃棄物処理施設の設置状況

(平成19年度末現在)

施設の種類	設置施設数				処理能力
	事業者	処理業者	公共	計	
中間処理施設	汚泥の脱水施設	3	5	8	16 1,477 m³ / 日
	汚泥の乾燥施設（機械）	0	3	0	3 236 t / 日
	廃油の油水分離施設	0	2	0	2 114 m³ / 日
	焼却施設	0	12	0	12 217 t / 日
	廃プラスチック類の破碎施設	0	7	0	7 574 t / 日
	がれき類・木くずの破碎施設	0	99	0	99 34,243 t / 日
	シアン化合物の分解施設	1	0	0	1 0.16 m³ / 日
小計		4	128	9	140
最終処分場	管理型	5	2	1	8 3,303,692 m³
	安定型	0	18	0	18 6,329,018 m³
	小計	5	20	1	26 9,632,710 m³
合計		9	148	9	166

(注) 1 がれき類・木くずの破碎施設の設置施設数は、みなし許可された施設の設置数を含む。

2 焼却施設については、許可件数と施設数とは異なる場合もあるが、実際に設置している施設数を休止中も含めて示した。

3 最終処分場については、埋立が終了していても廃止されていない施設も含めている。

5 施設の維持管理等

産業廃棄物処理施設の設置者は、所有する施設について、廃棄物処理法で定める維持管理基準に基づき、適正に維持管理することになっている。維持管理基準は、施設のすべてに共通する基準と、施設の種類ごとの個別の基準が定められている。

焼却施設については、平成9年12月に施行された改正廃棄物処理法の維持管理基準において、排ガス中のダイオキシン類濃度について新たに基準が設けられたが、既存施設については、経過措置として、平成14年11月中までは暫定基準 $80\text{ng}/\text{m}^3$ 以下、平成14年12月以降は、処理能力4t/時以上の施設（県内：0施設）が $1\text{ng}/\text{m}^3$ 以下、処理能力2～4t/時の施設（県内：1施設）が $5\text{ng}/\text{m}^3$ 以下、処理能力2t/時未満の施設（県内：11施設）が $10\text{ng}/\text{m}^3$ 以下とされている。焼却施設の設置者による平成19年度の測定結果は、1施設を除き設置許可施設のすべてが基準値を満たしていた。なお、基準値を超過した1施設に対しては、施設の使用停止命令・改善命令を発し、改善後の再測定の結果、基準値を満たしていることを確認して稼働を再開している。

また、県は、管理型最終処分場のうち、排出事業者設置の3施設、処理業者設置の4施設、公共設置の1施設、計8施設について、浸出水や排水について水質検査を行っているが、平成19年度の結果は、8施設すべて基準値内であった。

6 不法投棄防止対策

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、各保健所においては排出事業者、処理業者及び処理施設等に対する監視・指導を行っている（表3-3）。

また、不法投棄防止のため、産業廃棄物等不法投棄実態調査により不法投棄を把握したうえ、県、警察、第11管区海上保安本部、市町村等合同のパトロールなどを実施し、未然防止に努めている。さらに、県、警察、第11管区海上保安部、（財）暴力団追放沖縄県民会議及び（財）産業廃棄物協会で構成する「沖縄県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を設置して、不法投棄防止策の強化を図っている。

さらに、平成15年5月には、警察本部と合同で「美ら島環境クリーン作戦対策本部」を設置し、地域の生活環境に支障を及ぼす悪質な不法投棄事犯等に対して、確実な現状回復を見据え、迅速な行政措置及び積極的な事件捜査を行っているところである。

平成16年度からは、廃棄物監視指導員として県警OBを、保健所に配置し監視指導体制の強化をはかっている。

また、平成18年度には各保健所に「廃棄物不法処理防止ネットワーク会議」を設置、不法投棄監視カメラの導入などを行い不法投棄防止対策を強化している。

表3-3 立入検査実施報告

(平成18年度)

法第12条 の6の勧告	法第14条の3の処分		法第14条の6の処分		法第15条の3第1項の処分			法第18条の報告撤収		
	取消し	停止処分	取消し	停止処分	取消し	改善命令	停止処分	事業	処分業者	公共
件数	8	4	1	1	1	0	0			

	法第19条の立入検査			法第19条の3 の命令	法第19条の5 の命令	勧告(法第12条の 6の勧告を除く)	告発	
	事業	処分業者	公共					
件数	453	1,184	25		2	1	12	1

(平成19年度)

法第12条 の6の勧告	法第14条の3の処分		法第14条の6の処分		法第15条の3第1項の処分			法第18条の報告撤収		
	取消し	停止処分	取消し	停止処分	取消し	改善命令	停止処分	事業	処分業者	公共
件数	11	1	0	1	0	1	0	0		

	法第19条の立入検査			法第19条の3 の命令	法第19条の5 の命令	勧告(法第12条の 6の勧告を除く)	告発	
	事業	処分業者	公共					
件数	428	971	63		1	0	2	1

(注) 公共とは、国、地方公共団体、地方公共団体の行う上下水道・工業用水道事業及び公共関与している法人を指す。

7 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況

ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」）は、その性質からさまざまな用途に使われていたが、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたポリ塩化ビフェニルが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が起きた。その後も、様々な生物や母乳等からも P C B が検出される等、汚染が問題となつたことから、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により、昭和49年からは P C B の製造や新たな使用が禁止された。

しかしながら、既に製造された P C B については、処理事業者に処理施設が住民の反対運動等により設置できず、結果として約30年間の長期にわたり

事業者はPCB廃棄物を保管している状況にあり、紛失等による環境汚染が懸念される。

そのため、国（環境省）においては、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」を平成13年6月に公布し、同年7月に施行している。

同法に基づき、PCB廃棄物保管事業者は、前年度における保管状況等を毎年度、所在する都道府県知事へ届出なければならないこととされており、平成19年3月末における保管状況は表3-4のとおりとなっており、届出事業所数は163事業所となっている。

なお、同法により、PCB保管事業者は、PCB廃棄物は平成28年までに保管事業者の責任において処理することが義務づけられている。

表3-4 PCB廃棄物保管状況

(平成19年3月31日現在)

廃棄物の種類	保管事業所数	保管量
高圧トランス	30	134 台
高圧コンデンサ	92	892 台
低圧トランス	8	1,093 台
低圧コンデンサ	10	324 台
柱上トランス	1	8,048 台
安定器	52	6,224 台
PCBを含む油	13	47,491 ℥ 48本（ドラム缶）
ウエス	1	652.5 kg
汚泥	4	104,707 kg 9,600 ℥ 1,112本（ドラム缶）
その他の機器	17	146 台

(注)事業者からの届出書に基づく集計であるため、同じ廃棄物の種類であっても、保管量欄の単位が複数ある場合がある。

(例：PCBを含む油の場合、合計でドラム缶48本分の油と47,491Lの油が、それぞれ保管されていることを示している。)